



関係機関間連携フロー（案）の試行について ～市町村・中核機関の立場から～

令和 6 年 2 月 1 9 日

厚生労働省 社会・援護局
地域福祉課成年後見制度利用促進室

試行に参加した自治体・中核機関の意見・気付き

連携が機能した事例（後見人の交代に至った事例）について

- 中核機関に関係機関から専門職後見人（社会福祉士）に関する苦情が寄せられた。
苦情の内容は、連絡しても返信がない、ケース会議に出ない、本人と面会していない、といったもの。
中核機関が関係機関と親族の双方から聞き取り、専門職団体に情報共有。中核機関は「連絡シート」により家庭裁判所に連絡。
専門職団体が後見人と面談にて状況を確認した。結果として後見人は交代に至った。
- 中核機関に関係機関から専門職後見人（社会福祉士）に関する苦情が寄せられた。
苦情の内容は、関係機関が設定したカンファレンスを当日朝に欠席する旨のFAXがあり、カンファレンス再設定の連絡もなく、その後、所属する専門職団体に話し合いの場を設定するよう指導されるも応じない、といったもの。
中核機関が専門相談（弁護士会・社会福祉士会による複数派遣）により後見人と面談を行い、後見人の交代に至った。

家裁への「連絡シート」について

- 中核機関が後見人に事情を尋ね、ケース会議において情報共有・役割分担を検討すれば、おおむね解決に至るため「連絡シート」を利用するまでには至らないが、専門職団体（弁護士）に相談したケースでは、弁護士は独立しており具体的な指示は出来ないため家庭裁判所に連絡してほしいと言われたため、「連絡シート」が必要であった。
- 裁判所側から示されたことにより家庭裁判所への連絡がし易くなったほか、連絡項目が明確にされたことにより中核機関が確認すべき項目が明らかになり、さらに、様式化されたことにより確実な情報伝達・共有につながった。

連携が機能しなかった事例について

- 中核機関に親族から専門職後見人（弁護士）に関する苦情が寄せられた。
中核機関の職員が知り合いの弁護士に相談したところ、「市民窓口」を紹介いただいたが、親族は、後見業務に特化した相談窓口ではないとして「市民窓口」には相談しなかった。弁護士会にも後見業務に特化した相談窓口があるとよい。

試行に参加した自治体・中核機関の意見・気付き

中核機関が担い得る役割について

- 中核機関が苦情相談の窓口として一定の役割を担い得ると感じたが、中核機関は人員配置や法的権限に乏しく、個別の課題解決に向けた取組には限界がある。以下のようなことが相応しい。
 - ① 現状把握や課題整理を目的とした被後見人等を含めた関係者のケース会議の参集を提案して参加すること
 - ② 必要に応じて個別に支援体制をモニタリングすること
 - ③ 家庭裁判所との情報共有を行うこと
- 全ての中核機関に求めるものではないが、中核機関の視点で苦情対応等に困難を感じているケースは、必要に応じて、申立支援やチーム会議の機会のほか、中核機関の機能として、受任者調整会議を充実させ、後見人就任後のモニタリングまで実施できるとよい。
- 具体的な事例を素材に、後見人等の役割を考え、中核機関のみでは対応が難しいケースについて、専門職団体、家庭裁判所、中核機関が連携できるかを考える「事例検討会」を実施している。
- 相談者がフローの活用を希望しない場合や後見人等に事実確認することに同意しない場合など、中核機関が把握できる範囲には限界がある。

連携に当たっての課題について

- 後見人の裁量に関する苦情について、例えば「毎月連絡すべきなのか」などは中核機関として判断することは難しい。また、後見人の裁量に関する苦情は、相談者が解決を諦めたり、話を大ごとにしたくないとして、フローに乗らない事案もある。
- 専門職後見人の所属や立場によって認識に差がある。例えば、社会福祉士は所属団体の内部でも共通認識を持ちやすいが、法律専門職は「個々の後見人の裁量の範囲内」と言われかねず、裁量の範囲内の幅が広く定義しにくい。
- 「社会福祉士だからここまでやってくれるだろう」「法律専門職だから無理は言えない」といった具合に、社会福祉士に求める後見業務と法律専門職に求める後見業務に差があるように感じる。
- 「横柄な態度」といっても、その口調や表情を発した側と受け止めた側では認識に違いが生じている。
- 苦情申立人側と後見人側とで言い分が物別れに終わった場合や相容れない場合の解決は難しい。

(参考) 令和6年度当初予算案 都道府県・市町村・中核機関の権利擁護支援体制の強化

(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「成年後見制度利用促進体制整備推進事業」)

令和6年度当初予算案 7.8億円 (4.0億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 第二期基本計画に盛り込まれた**令和6年度末までのKPI達成**に向け、中核機関の整備状況が十分でない市町村の体制整備を後押しするため、**全ての都道府県において、司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の場を設けるなど市町村支援機能の強化**を図る。
(都道府県による協議会の設置：令和4年4月1日現在 19都道府県 → 令和6年度末 全都道府県)
- 市町村においては、**全ての市町村において中核機関の整備**を進め、中核機関の立ち上げ後は、権利擁護支援の地域連携ネットワークを持続可能な形で運営できるよう、中核機関における調整体制や**後見人の苦情対応等にかかる関係機関間連携の構築**など**中核機関のコーディネート機能の更なる強化**を図る。
(市町村による中核機関の整備：令和4年4月1日現在 935市町村 → 令和6年度末 全市町村)

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

－ 事業の実施・関係性のイメージ －

● 中核機関^(※)立ち上げ支援事業

〈実施主体〉市町村 (委託可)
〈基準額〉600千円
〈補助率〉1/2
〈実績〉58市町村 (令和4年度)

(参考) 中核機関の整備状況



※「中核機関」とは、協議会 (関係機関・団体が連携体制を強化し、自発的な協力を進める合議体) の運営等を行う地域連携ネットワークの中核的な機関や体制

中核機関未設置
市町村

中核機関
整備

中核機関設置済
市町村

コーディネート
機能強化

体制整備支援や職員研修の実施、対応困難事案等への支援

都道府県

市町村支援
機能強化

(市町村支援機能強化の取組)

● 都道府県による市町村支援機能強化事業

〈実施主体〉都道府県 (委託可)
〈基準額〉1,000千円/必須取組
4,000千円/加算取組
(1都道府県あたり最大10,000千円)
〈補助率〉1/2 〈実績〉41都道府県 (令和4年度)

【必須】 ①司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の実施
②市町村・中核機関等の職員向け研修の実施

【加算】 ①体制整備アドバイザーの配置・派遣
②相談窓口の設置と権利擁護支援総合アドバイザーの配置等

○ 中核機関コーディネート機能強化事業

〈実施主体〉市町村 (委託可)
〈基準額〉1,000千円/取組
〈補助率〉1/2
〈実績〉264市町村 (令和4年度)
(コーディネート機能強化の取組)

- ① 調整体制の強化
- ② 受任者調整の仕組み化、**対応困難事案の支援円滑化** ^新
- ③ 広域連携の実施

市町村

都道府県